

第 41 回
東近江市都市計画審議会

議 案 書

令 8 年 3 月 30 日 (月)
東近江市役所東 D 会議室 (東庁舎)

- 議案第 1 号 近江八幡八日市都市計画道路（3・5・208号尻無愛知川線）の変更（東近江市決定）について（付議）
- 議案第 2 号 湖東都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（滋賀県決定）について（諮問）
- 議案第 3 号 近江八幡八日市都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（滋賀県決定）について（諮問）
- 議案第 4 号 近江八幡八日市都市計画「区域区分」の変更（滋賀県決定）について（諮問）
- 議案第 5 号 近江八幡八日市都市計画用途地域（変更）に伴う市原案の作成について（諮問）
- 議案第 6 号 近江八幡八日市都市計画地区計画（中小路・妙法寺町地区、神郷・種町地区、大塚・蒲生寺町地区、鈴・蒲生大森町地区）の市原案の作成について（諮問）

議案第 1 号

近江八幡八日市都市計画道路（3・5・208号尻無愛知川線）の変更（東近江市決定）
について（付議）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から諮問されたので、審議願います。

令和 8 年 3 月 30 日

東近江市都市計画審議会
会長 岡 井 有 佳

東都計第 680 号

令和 8 年 3 月 12 日

東近江市都市計画審議会

会長 岡 井 有 佳 様

東近江市長 小 椋 正 清

近江八幡八日市都市計画道路（3・5・208号尻無愛知川線（東近江市決定））
の変更について（付議）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定に基づき、次のように近江八幡八日市都市計画道路を変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、審議会に付議します。

計 画 書

近江八幡八日市都市計画道路の変更（東近江市決定）

都市計画道路 3・5・208 尻無愛知川線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経由地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹線街路	3・5・208	尻無愛知川線	東近江市 尻無町 字堂田	東近江市 建部北町 字堤外		5,650m	地表式	2車線	12m	—	

「区域および構造は計画図表示のとおり」

[理 由]

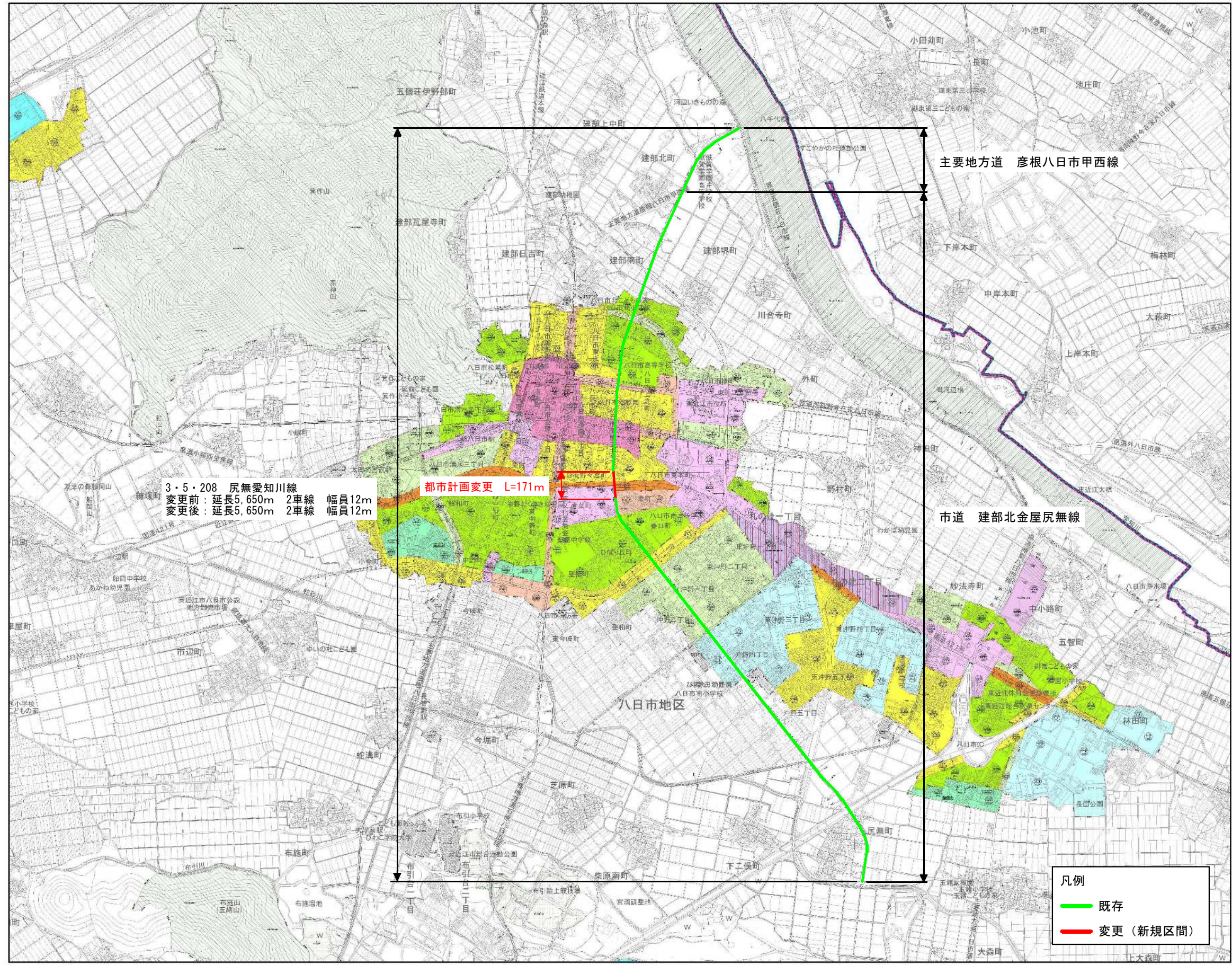
都市計画道路 3・5・208 尻無愛知川線（以下「当路線」という。）は、八日市地区の南北を縦貫し、県道高木八日市線及び都市計画道路 3・5・209 八日市北部線を結ぶ幹線街路として、昭和 33 年に都市計画決定された。

当路線は、東近江市尻無町を起点、建部北町を終点とする延長 5,650m の道路である。このうち八日市金屋工区（延長 330m）の整備を行うため、道路の設計業務及び関係機関協議を実施した結果、国道 421 号との交差点における右折レーンの設置による計画幅員の変更および交差点のコンパクト化による安全確保等を図るために交差点形状の変更を行う。

変更前後対照表

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
変更前	幹線 街路	3・5・208	尻無愛知川線	東近江市 尻無町 字堂田	東近江市 建部北町 字堤外		5,650m	地表式	2車線	12m	—	
変更後	幹線 街路	3・5・208	尻無愛知川線	東近江市 尻無町 字堂田	東近江市 建部北町 字堤外		5,650m	地表式	2車線	12m	—	

都市計画図



3・5・208 尻無愛知川線
 変更前：延長5,650m 2車線 幅員12m
 変更後：延長5,650m 2車線 幅員12m

都市計画変更 L=171m

主要地方道 彦根八日市甲西線

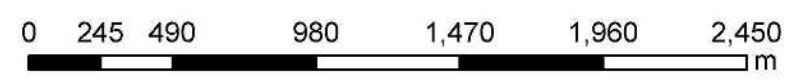
市道 建部北金屋尻無線

八日市地区

凡例
 緑線 既存
 赤線 変更（新規区間）

凡例	
---	都市計画区域境界
---	彦根八日市都市計画区域
---	湖東都市計画区域
---	市街化区域界
---	用途地域
■	第1種低層住居専用地域 80/60
■	第1種中層住居専用地域 100/60
■	第2種中層住居専用地域 200/60
■	第2種中層住居専用地域 200/60
■	第1種住居地域 200/60
■	第2種住居地域 200/60
■	準住居地域 200/60
■	近隣商業地域 200/60
■	商業地域 200/80
■	商業地域 400/80
■	商業地域 500/80
■	準工業地域 200/60
■	工業地域 200/60
■	工業専用地域 200/60
---	都市計画道路
---	都市計画公園
---	都市計画緑地
---	特別用途地区（大規模集積施設制限地区）
---	風致地区
---	伝統的建造物群保存地区
---	地区計画区域
---	二地区街並整理事業
---	その他都市施設
○	容積率
○	用途地域の種類
○	第一種住居
○	建ぺい率

1:25,000
 東近江市
 (株式会社 バスコ調製)



〔注〕地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。詳細については、東近江市都市計画課までお問い合わせください。※許可なく複製、転載を禁じます。

都市計画図新旧対象図 (1/2500)

都市計画図



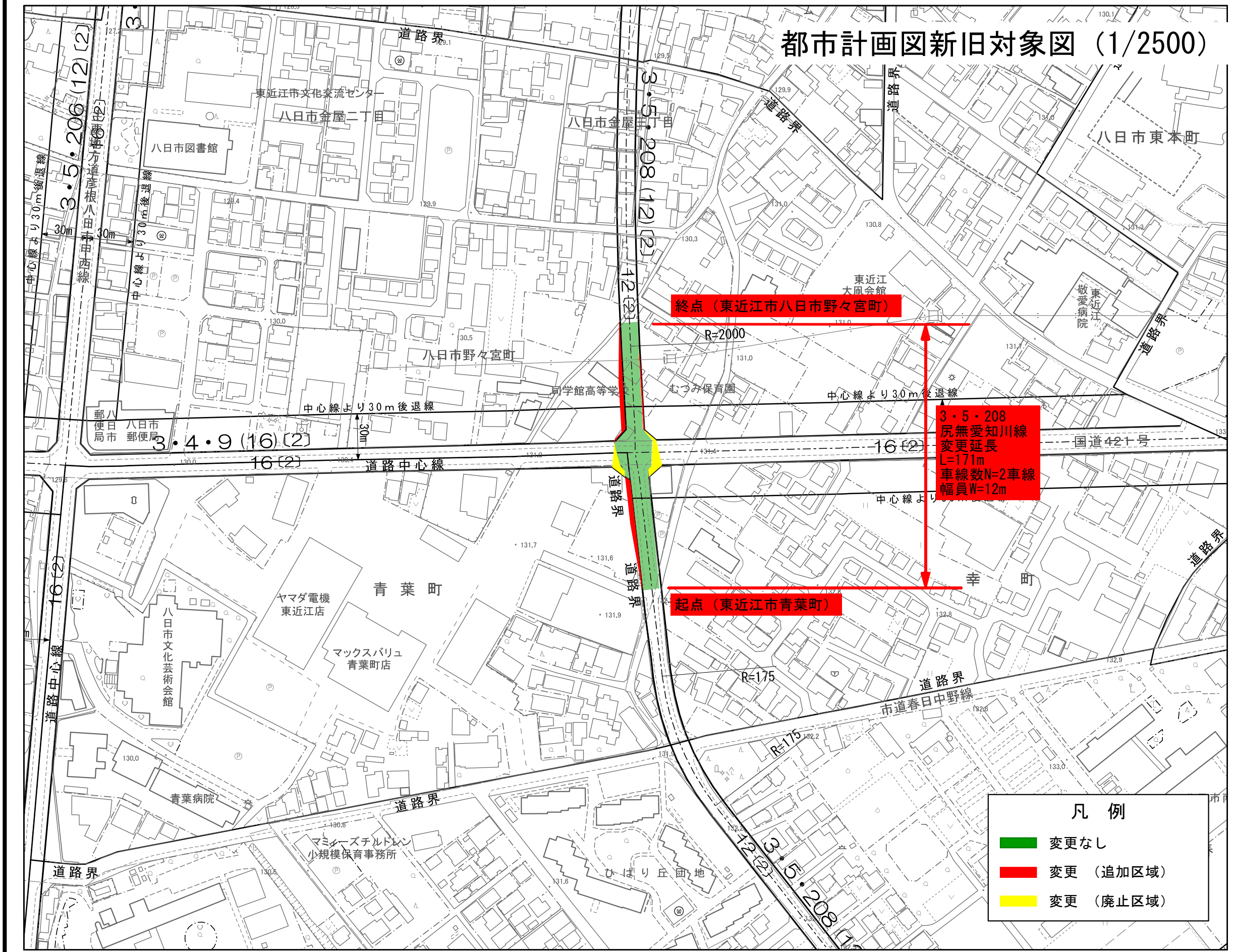
凡例							
	都市計画区域界						
	近江八幡八日市都市計画区域						
	湖東都市計画区域						
	市街化区域界						
	用途地域						
	第1種低層住居専用地域 80/50						
	第1種中高層住居専用地域 100/60						
	第2種中高層住居専用地域 200/60						
	第1種住居地域 200/60						
	第2種住居地域 200/60						
	準住居地域 200/60						
	近隣商業地域 200/50						
	200/80						
	商業地域 200/80						
	400/80						
	500/80						
	準工業地域 200/50						
	工業地域 200/60						
	工業専用地域 200/60						
	都市計画道路						
	都市計画公園						
	都市計画緑地						
	特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)						
	風致地区						
	伝統的建造物群保存地区						
	地区計画区域						
	土地区画整理事業						
	その他都市施設						
略号の説明	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>容積率%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用途地域の種別</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建ぺい率%</td> </tr> </table>		容積率%		用途地域の種別		建ぺい率%
	容積率%						
	用途地域の種別						
	建ぺい率%						

凡例	
	変更なし
	変更 (追加区域)
	変更 (廃止区域)

3・5・208
尻無愛知川線
変更延長
L=171m
車線数N=2車線
幅員W=12m

終点 (東近江市八日市野々宮町)

起点 (東近江市青葉町)

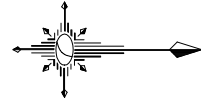


1:2,500
東近江市
(株式会社 パスコ調製)

[注] 地図上の情報は、都市計画その他の内容を証明するものではありません。詳細については、東近江市都市計画課までお問い合わせください。※許可なく複製、転載を禁じます。

平面図

S=1:500



A路線 (国道421号)

A路線
AN00→AN02+21.23 (EP)
L=221.230

B路線 (既設①市道尻無愛知川線)

B路線
BN00→BN00+80.14 (EP)
L=80.139

八日市金屋三丁目

八日市野々宮町

本線シフト長 L=40.00m
 $L = \frac{1}{2} \times \frac{2}{3} \times 40 \times \frac{2.75}{3} = 36.6 \sim 40m$
 テーパ長 L=20.00m
 $L = \frac{1}{2} \times \frac{2}{3} \times 40 \times \frac{2.75}{6} = 18.3 \sim 20m$
 最小値(都市部) L=30m
 最小値(都市部) L=15m

滞留長 L=30.00m

AN00+46.2

AN02+14.3

本線シフト長 L=36.00m
 $L = \frac{1}{2} \times \frac{2}{3} \times 36 \times \frac{2.75}{3} = 30.0 \sim 36.0m$
 最小値(都市部) L=30m

AN01+79.3

AN01+24.3

AN01+54.3

AN01+84.3

AN01+114.3

AN01+144.3

AN01+174.3

AN01+204.3

AN01+234.3

AN01+264.3

AN01+294.3

AN01+324.3

AN01+354.3

AN01+384.3

AN01+414.3

AN01+444.3

AN01+474.3

AN01+504.3

AN01+534.3

AN01+564.3

AN01+594.3

AN01+624.3

AN01+654.3

AN01+684.3

AN01+714.3

AN01+744.3

AN01+774.3

AN01+804.3

AN01+834.3

AN01+864.3

AN01+894.3

AN01+924.3

AN01+954.3

AN01+984.3

AN01+1014.3

AN01+1044.3

AN01+1074.3

AN01+1104.3

AN01+1134.3

AN01+1164.3

AN01+1194.3

AN01+1224.3

AN01+1254.3

AN01+1284.3

本線シフト長 L=20.00m
 $L = \frac{1}{2} \times \frac{2}{3} \times 40 \times \frac{2.75}{6} = 18.3 \sim 20m$
 最小値(都市部) L=15m

滞留長 L=30.00m

本線シフト長 L=40.00m
 $L = \frac{1}{2} \times \frac{2}{3} \times 40 \times \frac{2.75}{3} = 36.6 \sim 40m$
 最小値(都市部) L=30m

八日市金屋三丁目

八日市野々宮町

AN00+85.4

AN00+115.4

AN00+145.4

AN00+175.4

AN00+205.4

AN00+235.4

AN00+265.4

AN00+295.4

AN00+325.4

AN00+355.4

AN00+385.4

AN00+415.4

AN00+445.4

AN00+475.4

AN00+495.4

AN00+515.4

AN00+535.4

AN00+555.4

AN00+575.4

AN00+595.4

AN00+615.4

C路線 (新規市道尻無愛知川線)

C路線
 CN00→OC01 L=63.791
 CIP1 (OC01→OC01)
 IA=7-23-04 R1=2000.000
 TL=128.056 OL=257.756 SL=4.160
 OC01→CN03+77.49 (EP) L=55.938

八日市野々宮町

凡例

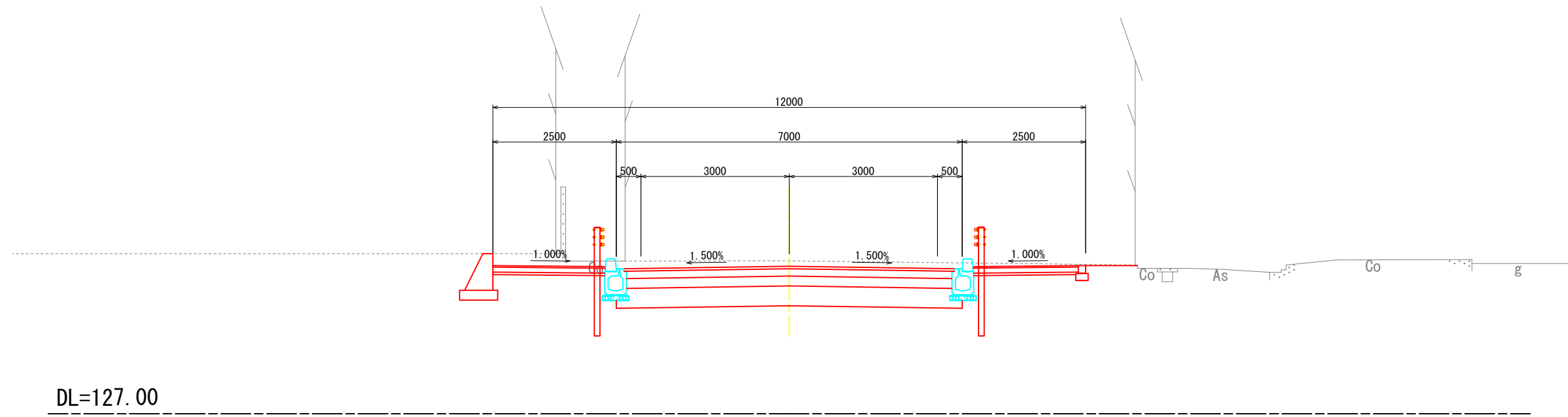
- 変更なし (既決定)
- 変更 (追加区域)
- 変更 (廃止区域)

横断図 S=1:50

CN01+80

GH=130.09

FH=129.984



許可・実施	当初 第 回変更
年度・番号	令和 年度 第 号
河川名 路線名 地区名	3・5・208尻無愛知川線
工事名	
地名	東近江市八日市金屋三丁目ほか
図面名	横断図
縮尺	S=1:50
図面番号	枚ノ内
東近江市 道路課	

都市計画の策定経緯の概要

事 項	時 期	備 考
道路法第95条の2第1項に基づく意見照会	令和6年9月9日	令和6年9月9日 東道第792号
意見照会に対する回答	令和6年12月27日	令和6年12月27日 滋公委発第1060251号
県事前協議 (滋賀県東近江土木事務所)	令和7年4月14日	令和7年4月14日 東道第47号
県事前協議回答	令和7年5月29日	令和7年5月29日 滋近土管第383号
県事前協議 (滋賀県都市計画課)	令和7年6月18日	
地元説明会	令和7年9月5日 令和7年9月12日	(主な意見) 工事は起点終点どちらから行うのか 総事業費はどれくらいか 工事着手時期はいつか 別工区(八日市上之町工区)の着手時期はいつか
都市計画法第23条第6項協議	令和8年1月23日	令和8年1月23日 東都計第1739号
協議回答	令和8年1月28日	令和8年1月28日 東管理第2264号
市町原案作成	令和8年1月下旬	
県事前協議書提出	令和8年2月5日	令和8年2月5日 東都第1840号
協議回答	令和8年2月13日	令和8年2月13日 滋都計第130号
計画案の縦覧	令和8年2月27日 ～3月13日(15日間)	
東近江市都市計画審議会	令和8年3月30日	
知事協議書提出	令和8年4月上旬	
決定変更の告示	令和8年4月下旬	
図書の写しの縦覧	令和8年4月下旬	

議案第2号

湖東都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（滋賀県決定）について（諮問）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から諮問されたので、審議願います。

令和8年3月30日

東近江市都市計画審議会
会長 岡 井 有 佳

東都計第690号

令和8年3月12日

東近江市都市計画審議会

会長 岡井有佳様

東近江市長 小椋正清

湖東都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（滋賀県決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により市の意見を求められていますので、東近江市都市計画審議会条例（平成17年条例第203号）第2条第2号の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

議案第3号

近江八幡八日市都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更（滋賀県決定）について（諮問）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から付議されたので、審議願います。

令和8年3月30日

東近江市都市計画審議会
会長 岡井有佳

東都計第694号

令和8年3月12日

東近江市都市計画審議会

会長 岡井有佳様

東近江市長 小椋正清

近江八幡八日市都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更
(滋賀県決定) について (諮問)

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により市の意見を求められていますので、東近江市都市計画審議会条例（平成17年条例第203号）第2条第2号の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

議案第4号

近江八幡八日市都市計画「区域区分」の変更（滋賀県決定）について（諮問）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から付議されたので、審議願います。

令和8年3月30日

東近江市都市計画審議会
会長 岡 井 有 佳

東都計第 702 号

令和 8 年 3 月 12 日

東近江市都市計画審議会

会長 岡 井 有 佳 様

東近江市長 小 椋 正 清

近江八幡八日市都市計画「区域区分」の変更（滋賀県決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により市の意見を求められていますので、東近江市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 203 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

議案第5号

近江八幡八日市都市計画用途地域（変更）に伴う市原案の作成について（諮問）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から付議されたので、審議願います。

令和8年3月30日

東近江市都市計画審議会
会長 岡 井 有 佳

東都計第 622 号

令和 8 年 3 月 9 日

東近江市都市計画審議会

会長 岡 井 有 佳 様

東近江市長 小 椋 正 清

近江八幡八日市都市計画の用途地域の決定（変更）の原案につき、意見を求めることについて（諮問）

このことについて、次のように用途地域の決定（変更）案を作成したいので、東近江市都市計画審議会条例（平成 17 年条例第 203 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

議案第6号

近江八幡八日市都市計画地区計画（中小路・妙法寺町地区、神郷・種町地区、大塚・蒲生寺町地区、鈴・蒲生大森町地区）の市原案の作成について（諮問）

このことについて、別紙のとおり東近江市長から付議されたので、審議願います。

令和8年3月30日

東近江市都市計画審議会
会長 岡 井 有 佳